



新型コロナウイルス感染症関連対策として支援制度の準備が進んでいます。本日時点で申請・利用いただける制度について、

表面（この面）で給付金、裏面で雇用に関する助成金制度と金融支援制度を掲載しておりますので、ご確認ください。

国の持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金制度です。

給付額は？

上限額：法人200万円、個人事業者100万円

上限額と次の計算で求めた金額のいずれか少ない金額

【前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%の月の売上×12ヵ月)】

**計算例：法人事業者で前年の総売上が2000万円、
2019年4月の売上が150万円
2020年4月の売上が75万円(前年同月比から▲50%)
計算すると 2000万円-(75万円×12ヵ月)=1100万円
この場合、【200万円<1100万円】となり、200万円が給付されます。**

申請方法は？

本制度の申請は、電子申請のみとなっており、メールアドレスの取得が必要です。また、事情により事業所等で電子申請を行うことが出来ない方向けに、申請支援を行う窓口（完全予約制）が設置されます。



【申請要領等】

相談窓口：持続化給付金事業コールセンター
電話：0120-115-570（5月・6月は毎日8:30~19:00）

商工会本所でも申請についてのご相談をお受けします。

要件	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により <u>ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した</u> (対象基準期間：2020年1月~12月) 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること 3. 法人の場合 ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、 ② ①の定めがない場合、常時使用する従業員数が2000人以下である事業者
要件補足	1. 売上が偏在している事業者や2019年に創業した方には特例があります 2. 本制度による給付は一度のみです 3. 2020年に創業された方は対象になりません
申請方法	電子申請
申請支援窓口	電子申請が出来ない方向けの支援窓口が各都道府県に設置されることになっています。(完全事前予約制)
提出資料 (電子データ) (写真可)	①前年の確定申告書(原則、税務署の收受印等があるもの) ②売上減少となった月の売上台帳等の写し ③通帳の写し(オモテ面・開いた面の2面分) ④身分証明書(個人事業主の方)

広島県の感染拡大防止協力支援金(仮称)

緊急事態措置期間中(令和2年4月22日から5月6日まで)に休業等の要請に全面的に協力された中小企業者等に対し、支援金が支給される制度です。

支給される金額

①中小企業者等で雇用者のいる事業者

対象施設	休業等要件	支給額
食事提供施設以外	休業かつ雇用の維持	30万円 ※複数店舗の場合は50万円
食事提供施設	休業かつ雇用の維持	30万円 ※複数店舗の場合は50万円
食事提供施設	営業時間の短縮	10万円 ※複数店舗の場合は15万円

②中小企業者等で雇用者がいない事業主

対象施設	休業等要件	支給額
食事提供施設以外	休業	20万円
食事提供施設	休業	20万円
食事提供施設	営業時間の短縮	10万円

要件・申請方法

対象・要件や申請窓口は右表のとおりです。申請書はWEBからのダウンロード(右記QRコードリンク先)または、世羅町商工観光課・せらにし支所・商工会本所・支所でもお受け取りいただけます。



対象者	個人事業主、中小企業者
要件	1.休業等への全面的な協力 休業等の協力要請の対象となる施設で、上記期間中、休業または時短営業を行っていること 2.雇用の維持(雇用者がいる事業者のみ) 雇用の維持に最大限努力すること
申請期間	令和2年4月30日(木)から令和2年6月1日
申請窓口	【郵送の場合】 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 広島県商工労働局 協力金支援センター 朱書き【広島県感染拡大防止協力支援金申請書在中】 【Eメールの場合】 syoshienkin@pref.hiroshima.jp 【5MB以下】
提出資料	確定申告書の写し、営業許可証 休業の状況が確認できる書類 雇用者がいる事業者は、令和2年4月21日時点の雇用者が確認できる労働者名簿

休業要請の対象となる施設については、当初発表されたものから拡大されておりますので、該当するか不明の場合はご相談ください。

商工会からのお知らせ

5月4日(月)、5日(火)、6日(水)は商工会も本所を臨時開所して相談窓口を開設します。

なお、感染予防の観点から、混雑を避けるため予めお電話等でご連絡いただければ幸いです。

商工会からのお願い

世羅町商工会では、国・県の制度だけでなく、世羅町独自の支援制度創設により、より幅広く・より手厚い支援が事業者の皆様に行き届くよう緊急要請を行いました。

支援制度設計をより実のあるものとするため、国や県の給付金制度に申請された事業所におかれましては、その旨、商工会までご一報くださいますようお願い申し上げます。

雇用調整助成金（要件緩和・拡充）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成される制度です。

特例措置

新型コロナウイルス関連の緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）における休業等について、要件が緩和され、内容が拡充されました。（5月中旬までに更なる拡充が予定されています）

手続きの流れ

【助成金ガイド】



①雇用調整の計画を策定・提出（労働局）

- ↳ ②雇用調整の実施
- ↳ ③ ②の実績に基づいた支給申請
- ↳ ④労働局における審査・支給決定後に支給額を振込

特別相談窓口

商工会では特別相談員を設置し、窓口での個別相談会（1社約1時間）や事業所への訪問により雇用調整助成金申請や労務問題に関する支援を行っています。（相談は事前予約が必要です。）

申請支援をより円滑に進めるため、休業期間・休業手当の支給率（額）等については予め検討を済ませられておくことをお願いします。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成（※1、2）		
助成率		
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件（※3、4）を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算		
加算額		
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練（自宅インターネット等を用いた教育訓練含む）を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数		
限度日数		
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方		
助成率		
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在）
 ※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率（休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%）を掛け、1日当たりの助成額を求めます。
 ※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。
 ※4 出向は当該助成率は適用されません。
 ※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。
 ※ 風俗営業等関係事業主への支給も可となります。

厚生労働省HP



LL020410企01

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

金融支援策（セーフティネット保証4号・5号関連）

要件拡大

令和2年度補正予算の成立により、都道府県等による制度融資を活用して、市中金融機関でも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資制度が利用できるようになりました。

制度の利用

本制度はセーフティネット資金の制度適用となりますので利用にあたっては、事前に事業所の所在地を管轄する市町長の認定が必要です。（世羅町担当課：商工観光課 22-3216）

スケジュール

今回の要件拡大により金融相談窓口が分散される見込みですが、実行までの期間にご注意ください。

日本政策金融公庫の特別貸付等も引き続きご利用いただけますが、4月末時点で窓口・事務処理センター共に混雑が発生しています。

特別相談窓口

商工会では金融特別相談員を設置し、状況やご要望に応じて融資制度のご提案もいたしますので、資金調達をお考えの際はお気軽にご相談ください。

対象者	セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少があると事業所の所在地を管轄する市町長が認定した者
保証料等の条件	個人事業主（フリーランスを含み、小規模事業者に限る） 売上高等前年同月比▲5%以上減少で【保証料ゼロ+金利ゼロ】 小・中規模事業者（上記個人事業主を除く） ①売上高等前年同月比▲5%以上減少で【保証料1/2】 ②売上高等前年同月比▲15%以上減少で【保証料ゼロ+金利ゼロ】
融資上限	3,000万円
担保	無担保
融資期間	10年以内（据置：5年以内）
保証料補助	1/2 または 10/10
金利補給	当初3年間について補給、4年目以降は制度融資所定金利
既往債務借換	要件を満たせば信用保証付き既往債務の借換が可能
備考	既往債務の借換等はお取引のある金融機関にご相談ください

新型コロナウイルスに関する経営相談 特別相談員のご紹介

中谷 公昭 相談員
（金融機関OB）



専門：金融全般

商工会前事務局長。尾道地域中小企業支援センター マネージャーも兼務。金融のことはもちろん、経営上の幅広い相談に対応いたします。

コロナウイルス感染症に関連する金融支援策を十分にご活用いただけるよう事業者の皆様を支援いたします。

特別相談では水曜日または木曜日に商工会へ常駐しています。事業所へもフットワーク良くお伺いしますので、お気軽にご連絡ください。

中洲 洋輔 相談員
（社会保険労務士）



専門：労務全般

世羅町在住の専門家。人材を定着させる社内制度の見直しや賃金制度の構築などの助言や、各種事務（社会・労働保険、給与計算）の代行を行っています。

今回のコロナウイルス感染症に関連する雇用調整助成金などの各種支援制度への申請方法など丁寧に説明いたします。

商工会での個別相談会と個社訪問で皆様を支援いたします。

ブログを毎日更新中です！

転入職員のご紹介

河村 勇弥 主任主事



このたびの人事異動により、4月1日付で着任しました河村勇弥と申します。三次市の出身です。前任地の備北商工会（庄原市）では、比和地区と高野地区の2支所を担当し、6年間勤務しておりました。

世羅の地は初めてですので、まずは地域のことを知り、これまでの経験を活かすことで、一日でも早く会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

主に青年部と工業部会を担当します。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。